

# 第13回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月11日（金） 午後1時48分から午後3時4分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（11人）

会長	14番	前川正人	2番	鹿又幸也
委員	1番	佐藤雄一	3番	中和田吉彦
	3番	後藤義昭	6番	小島良金
	6番	館山友美子	8番	瀧澤正一
	8番	小田原正一	11番	坂本雄司
	11番	坂本雄司	12番	廣瀬恵美子

4. 欠席した農業委員（1人）

13番 武島竜太

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	新妻暁生
農地係長	門馬優樹
事務局主査	佐藤達也

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

- (1) 農地法施工規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について

議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（再転貸）について

議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

## 8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第13回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第13回相馬市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席届出は13番武島竜太委員です。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。  
事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。6月24日、火曜日、本日の総会に係る議案を郵送で送付させていただいております。6月30日、月曜日、農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会を開催いたしました。多くの委員の皆様にご参加いただきありがとうございました。7月4日、金曜日、及び7日、月曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っていただいております。また7日に相馬市、都市計画審議会が開催され前川会長が出席されております。報告は、以上でございます。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

1番佐藤雄一委員、2番鹿又幸也委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号、報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について (2) 農地転用許可に係る工

事完了報告について（3）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について（4）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（5）農地使用貸借合意解約届出について事務局の説明を求めます。事務局。

- 事務局 報告第1号・報告事項について、事務局よりご報告いたします。
- （1）農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。
- 去る7月4日、1番、2番、3番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施、現在の状況を確認いたしました。届出の内容としては農業用のテント倉庫を設置するものとなります。
- （2）農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。
- 去る7月7日、5番、6番、7番委員とともに現地調査を実施いたしました。番号1について、一時転用の終了後に農地への復元がなされていることを確認いたしました。なお、同地は太陽光発電事業用地として「本総会議案第3号」の番号2に上程されています。
- （3）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は5件の届出を受理いたしました。
- 権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっております。番号1から番号4については農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。番号5については農業委員会によるあっせん等の希望があり、地区担当の農業委員、推進委員にあっせんを依頼させていただいているところです。
- （4）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は4件の通知を受理いたしました。解約の理由については、番号1から番号4のすべてにおいて、耕作者の変更に伴う合意解約になっております。
- なお、番号1の解約後の耕作者については「本総会議案第5号」の番号55に上程されております。番号2の解約後の耕作者についても、同じく「本総会議案第5号」の番号57に上程されております。番号3の解約後の耕作者についても、同じく「本総会議案第5号」の番号13に上程されております。番号4の解約後の耕作者については、「本総会議案第6号」の番号1及び番号2に上程されております。

(5) 農地使用貸借、合意解約届出について、今月は1件の届出がございました。解約の理由については、耕作者変更に伴う合意解約となっており、解約後の耕作者については、「本総会議案第5号」の番号54に上程されているものです。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 1番案件について、調査担当委員を代表して報告させていただきます。6月26日志賀推進委員と2名で譲受人宅を訪問、許可申請の内容確認を行いました。なお、現地調査は雨が降っていたため、後日27日に行いました

始めに、申請地の所在は、議案書記載のとおりです。権利の設定は所有権の移転（贈与）です。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。

次に、許可基準第2号については譲受人が個人であるため非該当です。許可基準第3号については議案書に記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人に転貸の事実は無いため非該当であります。許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。

なお、地区担当の志賀委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、番号2番について担当委員挙手願います。8番小田原正

一委員お願いします。

8 番 議案第1号 2番案件について報告いたします。去る7月3日に地区担当委員とともに農地法第3条許可チェックシートに基づき聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲受人は、譲渡人の子になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者・従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地が無いことを聞き取り調査で確認いたしました。よって、許可基準第1号・第4号については要件をみたしております。

次に、許可基準第2号については譲受人が個人のため非該当となります。許可基準第3号については議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人に転貸の事実はないため非該当であります。許可基準第6号の地域調和要件ですが、譲受人は現在も申請地を耕作しており地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議 長 続いて、番号3番について担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9 番 議案第1号 3番案件についてご報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地につきましては議案書記載のとおりです。

去る6月29日、地区担当推進委員とともに、現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので調査担当委員を代表して結果をご報告いたします。権利の設定内容・所有権の移転は議案書記載のとおり贈与となります。譲受人の農業機械所有状況・世帯における従事者と従事状況については議案書記載のとおりです。譲受人は現地調査にて荒廃地がないことを確認しています。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号については譲受人は個人でありますので、非該当となります。許可基準第3号については議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人には転貸の事実がありませんでしたので非該当となります。許可基準第6号、地域の調和要件について議案書記載のとおりであり、地域の調和が損なわれるような問題はあり

ません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断しました。

議長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。

番号1について、申請地はこれまで別の耕作者が耕作しており、所有者が耕作者に対して土地の引き受けについて相談しましたが断られたため、今回の譲受人が譲り受け、今後の耕作もすることとなりました。以前の耕作者においても、今回の所有権移転及び譲受人が今後の耕作を行うことについて、承知しております。

次に、番号2について、譲渡人と譲受人の関係は親子関係です。本申請の経緯としましては、申請地は譲渡人が隣接地に居住しながら耕作しておりましたが、介護が必要となり、市外に転居したため、県外に居住していた譲受人が実家に戻り、耕作を始めたものです。

次に、番号3について、こちらも、譲渡人と譲受人の関係は親子関係であり、申請地はこれまで譲受人が耕作しておりました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承

認申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、事務局より説明申し上げます。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。本件は、令和2年12月11日付けで農地法第4条に基づく転用許可を受けておりました。

しかし、令和3年及び令和4年福島県沖地震の影響で、底地に地盤沈下やひび割れが発生し、当初倉庫建設を計画していた場所の立地が困難となったため、事業計画地のレイアウトを変更し、地震の影響の少なかった別の場所に倉庫を建設する計画に変更したものです。

また、同復旧工事に伴い、工期も延長するものです。現地調査で、議案書記載の（ア）から（ウ）までの事業計画変更の承認要件を確認してまいりました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5番 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、去る7月7日、6番委員、7番委員地区担当推進委員とともに現地調査を行いましたので代表してご報告いたします。只今、事務局から説明のあった、議案書に記載の「事業計画変更の承認要件」にある（ア）（イ）（ウ）の内容に基づいて確認してまいりました。議案書に記載のとおりの全ての要件を満たしていると判断いたしました。以上のことから事業計画変更承認申請は「承認相当」と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。

案件1について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件2について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件3について、本件は、令和7年7月4日に実施した現地調査で、申請地に違反転用、具体的には、敷砂利されていることを確認しており、違反転用地に農地転用許可をすることはできないため、違反転用者に対し農地の復元を指導したところ、7月10日に復元工事を完了した旨報告があつたため、同日1番委員とともに農地への復元を確認したものです。

では、議案の説明に戻させていただきます。譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件4について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾及び相馬市農林水産課の法定外公共物（道路）占用許可申請済みであることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件5について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。また、譲受人は、譲渡人の子に当たり、現在、同居している住居が手狭となったため、譲受人の妻とともに新たに住居を建設し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。

転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件6について、譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、資材置場、駐車場及び通路用地です。また、譲受人は法人であり、同法人の代表は併用地所有者の子に当たり、現在、使用している資材置場用地が手狭となったため、新たに資材置き場を設置し利用する予定です。

権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件 7について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、資材置場及び駐車場用地です。また、譲受人は、申請地隣接地の住居兼事務所で個人事業主として建設業を営んでおり、事業拡大を目的に新たに資材置場用地等を設置する予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から 6カ月を予定しております。転用許可基準第 3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。

書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号 1 番について担当委員挙手願います。1 番佐藤雄一委員お願いします。

1 番 議案第 3号 農地法第 5条の規定による許可申請について、去る 7月 4 日、2 番委員・3 番委員・地区担当推進委員・事務局 2 名とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表して報告いたします。申請人・申請地等については議案書記載のとおりです。許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の農地の区域内にあるその他の農地で第 2 種農地と判断いたしました。許可基準第 2 号は、代替地の検討をしたが、こことしか無かったということで不可能であり、許可基準は満たしていると判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第 4 号は議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号 2 番について、担当委員挙手願います。6 番館山友美子委員お願いします。

6 番 議案第 3号 農地法第 5条の規定による許可申請について、2 番案件です。7 月 7 日に 5 番委員・7 番委員・地区担当推進委員・事務局 2 名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地及び併用地は議案書記載のとおりです。本件は太陽光発電事業用地とした所有権の移転（売買）です。許可基準第 1 号立地基準について、申請地は非線引き区

域用途区域外に位置し概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し第2種農地であると判断しました。許可基準第2号については代替地検討もあり申請地以外では不可能と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号及び第5号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、番号3番について担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願いします。

1番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る7月4日、2番委員・3番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表して、ご報告いたします。申請人・申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール未満の規模の農地区域内にあるその他の農地なので第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討もしたが、ここしかなかったということで不可能です。許可基準は満たしていると判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしています。許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。しかし許可基準はクリアしていますが農地の一部に砂利が入っているので違反転用と判断しました。そこで「農地に戻してから5条申請してください」ということになり「総会に間に合うように農地に復元します」ということで7月9日に「できました」ということで確認を行った結果、砂利があり農地と判断できませんでした。「7月10日までに終わらせる」ということで、もう一度7月10日に行って再確認の結果、砂利が取られていて農地と判断できました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号4番・5番について担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3 番 農地法 5 条の規定による許可申請について 4 番案件と 5 番案件について報告いたします。7 月 4 日、1 番・2 番・地区担当推進委員・事務局とで現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

4 番案件です。譲受人・譲渡人・申請地は議案書記載のとおりです。転用後の用途は太陽光発電事業用地です。権利の内容は所有権移転（売買）になります。工事期間は許可の日から 3 カ月になります。転用許可基準の第 1 号は、申請地は周囲を山林・原野に囲まれた 10 ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認いたしました。第 2 種農地と判断いたしました。許可基準第 2 号は代替地の検討もあり不可能と判断いたしました。続いて許可基準第 4 号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障は無いものと判断いたしました。第 5 号は該当しません。地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

5 番案件です。譲受人・譲渡人・申請地は議案書記載のとおりです。転用後の用途は一般住宅用地になります。権利の移転設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。工事期間は許可の日から 6 カ月になります。転用許可基準の第 1 号は、申請地は周囲を山林・原野に囲まれた 10 ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認いたしました。第 2 種農地と判断いたしました。許可基準第 2 号は代替地の検討もあり不可能と判断いたしました。続いて許可基準第 4 号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障は無いものと判断いたしました。第 5 号は該当しません。地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号 6 番・7 番について担当委員挙手願います。7 番小島良金委員お願いします。

7 番 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 6 番案件・7 番案件について、去る 7 月 7 日に 5 番・6 番・地区担当の推進委員・事務局 2 名で現地調査を行いました。担当委員を代表して報告いたします。

6 番案件、譲受人・譲渡人・申請地及び併用地は議案書記載のとおりです。この案件は法人であり、譲受人の代表者の母が所有する

宅地（併用地）の隣接地に資材置場、駐車場及び通路用地を確保するための許可申請です。許可基準第1号立地基準、非線引き区域用途区域外の農地に位置し概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査にて確認し第2種農地と判断しました。許可基準第2号、代替地の検討結果もあり申請地以外での事業は困難と判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号、議案書記載の対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

続きまして、7番案件、譲受人・譲渡人及び申請地は議案書記載のとおりです。この案件は資材置場及び駐車場通路用地のための許可申請です。許可基準第1号立地基準、申請地は非線引き区域用途区域外の農地で概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査にて確認し第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号代替地の検討結果もあり申請地以外での事業は困難と判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号、議案書記載の対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第5条の規定

による許可申請については原案のとおり、可決いたします。

次に、議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号69番までの69件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしております。こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から番号50番について担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2番 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について7月4日、1番・3番・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査により確認して参りましたので結果を報告いたします。1番から11番までを山林と判断、12番を農地と判断、13番から50番までを山林と判断し12番の農地を除く1番から50番まで全て耕作は困難とみえ、非農地と判断しました。

議長 次に、番号51番から番号69番について担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5番 同議案の照会の土地、番号51番から番号69番の土地の現況を7月7日、6番委員・7番委員とともに現地調査にて確認してきましたので報告いたします。照会事項の番号51番～69番まで土地は全て原野、耕作放棄地とされていまして、相当の期間経過してお

りましたので非農地と判断しております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号12番を除き、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり、番号12番を除き非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第5号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）についてを議題といたします。議案第5号番号1番から番号12番については、11番坂本雄司委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたしますので暫時の間、退場願います。

番号1番から番号12番までについて相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について、番号1番から番号12番までについて事務局より説明いたします。権利の設定人、及び非設定人は

議案書記載のとおり、いずれも契約期間満了に伴い再度、利用権を設定する契約です。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項の要件はすべて満たしております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 番号1番から番号12番までについては「意見なし」とすることに決せられました。  
11番坂本雄司委員の入場を認めます。11番坂本雄司委員にご報告いたします。議案第5号 番号1番から番号12番については、「意見なし」とすることに決せられました。

次に、議案第5号 番号13番から番号60番を議題といたします。番号13番から番号60番までについて、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)についての番号13番から番号60番までについて事務局より説明します。番号13番につきましては、公告第1号(4)番号3の解約に伴い新たに利用権を設定する契約となっています。

番号14番から番号22番までは契約期間満了に伴い再度利用権を設定する契約です。

番号23番から番号25番までにつきましては、耕作者の変更に伴い、新たに利用権を設定する契約です。

番号26番から番号33番までにつきましては、契約期間満了に伴い再度利用権を設定する契約です。

番号34番から番号38番までにつきましては、耕作者の変更に伴い、新たに利用権を設定する契約です。

番号39番から番号40番までにつきましては、契約期間満了に伴い再度利用権を設定する契約です。

番号41番につきましては、耕作者の変更に伴い、新たに利用権を設定する契約です。

番号42番から番号44番までにつきましては、契約期間満了に伴い再度利用権を設定する契約です。

番号45番から番号48番までにつきましては、耕作者の変更に伴い、新たに利用権を設定する契約です。

番号49番につきましては、契約期間満了に伴い再度利用権を設定する契約です。

番号50番につきましては、耕作者の変更に伴い、新たに利用権を設定する契約です。

番号51番から番号53番につきましては、新たに利用権を設定する契約です。

番号54番につきましては、公告第1号(5)による解約に伴い新たに利用権を設定する契約です。

番号55番につきましては、公告第1号(4)番号1の解約に伴い新たに利用権を設定する契約です。

番号56番につきましては、新たに利用権を設定する契約です。

番号57番につきましては、公告第1号(4)番号2の解約に伴い新たに利用権を設定する契約です。

番号58番から番号60番につきましては、耕作者の変更に伴い、新たに利用権を設定する契約です。なお、備考欄に記載のとおり番号58番の一部につきましては、日当たりの問題で水田にむかない事から、台帳面積の内の77パーセントに限って権利を設定する契約です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の第5項の要件を満たしています。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 番号13番から番号60番については「意見なし」とすることに決せられました。

次に、議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（再転貸）についてを議題といたします。番号1番から番号2番までについて相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題としたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（再転貸）について、事務局より説明します。番号1番及び2番については、公告第1号（4）番号4の解約に伴い新たに利用権を設定する契約です。なお、耕作者は同じですが所有者がそれぞれの筆で異なるため本件は番号1と番号2に分けて提案しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の第5項の要件を満たしています。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（再転貸）については意見なしとすることに決せられました。

次に、議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局より説明します。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる「基本構想」については、地域の農業のあるべき姿や農政の推進目標を定めるものです。この基本構想の変更につきまして農業経営基盤強化促進施行規則第2条に基づき令和7年6月12日付けで相馬市より農業委員会に対して意見を求められています。本日、相馬市農林水産課より本議案の詳細に係る説明員として、農業委員会総会に出席したい旨の申し出がありました。つきましては、農林水産課職員の出席についてお諮りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 お諮りいたします。只今、事務局説明のとおり詳細について、農林水産課より説明したい旨の申し出があつたため農林水産課の職員の入場を許可することにご異議ございませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。農林水産課の職員の入場を認めます。それでは、説明を求めます。

農林水産課

始めに、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更の概要について説明します。

まず、今回変更する農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想とは何かについてですが、これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の特性や農業の現状を踏まえて作成するものであり、市が目指すべき農業の未来像や地域振興の為の具体的な施策などを定めております。市は、基本的な構想は平成6年に策定しております。以降、関係法令の改正や上位計画である福島県の農業経営の基盤強化の促進に関する基本方針の改定を踏まえて概ね5年ごとにその時々の情勢を踏まえて定期的に変更してまいりました。変更の内容については、福島県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の改定した内容をベースに、これまでの情勢の変化を踏まえた見直しとなります。

次に、変更の詳細な内容について説明します。今回の見直しでは、福島県の変更点を中心とし、前回の見直し以降、情勢の変化を踏まえ、3つの点に整理し見直しを行いました。一つ目が、「農業の収益性の向上」、二つ目が「経営の安定化」三つ目が「新たな制度などの追加」になります。これらの項目に応じて修正・追加を行いましたが、主な変更点を抜粋して説明します。一つ目「農業の収益性の向上」についてですが、議案集の60ページの「1900時間」を「1800」時間に変更します。こちらは福島県の基本方針の変更に伴う変更となります。次に三つ目「新たな制度などの追加」ですが、議案集の63ページに「また、地域における話し合いに基づいた地域計画により、将来の農地利用の姿を明確にし、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速するほか、スマート農業等最先端技術の導入等を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。」の文言を追加します。こちらは、地域計画の策定に伴い、地域計画の達成を目指すために追加したものとなります。最後に二つ目「経営の安定化」について議案集の74ページに「・売れる米づくりを進めるため、主食用米については、用途別需要等に応じた品種構成とする。・経営の安定化を図るため、備蓄米のほか加工用米、飼料用米、WCS用稻等の非主食用米を組み合わせた生産に取り組む。」の文言を追加します。こちらは単一の用途ではなく複数組み合わせることで米価の変動に柔軟に対応することを目的に追加しています。その他の件については記載のとおりとなります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。農林水産課の職員は、退場願います。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更については「意見なし」とすることに決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。

本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第13回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川正人

議事録署名委員 1番 佐藤雄一

議事録署名委員 2番 鹿又幸也